

札幌市人事行政の運営等の状況

平成 18 年(2006 年)11 月

札 幌 市

目 次

1	人事行政の運営の状況	
(1)	職員の任免及び職員数に関する状況	1
ア	職員の採用及び退職の状況	
イ	職員の昇任及び降任の状況	
ウ	部門別職員数の状況	
エ	人口 10 万人当たりの職員数	
(2)	職員の給料及び手当の状況	2
ア	人件費の状況	
イ	職員給与費の状況	
ウ	ラスパイレス指数の状況	
エ	職員の平均年齢及び平均給料月額	
オ	職員の初任給の状況	
カ	職員の経験年数別、学歴別平均給料月額	
キ	級別職員数の状況	
ク	職員の手当の状況	
ケ	特別職の報酬等の状況	
(3)	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	7
ア	勤務時間	
イ	年次休暇の状況	
ウ	その他の休暇の状況	
(4)	職員の分限及び懲戒処分の状況	9
ア	処分事由別分限処分数	
イ	処分事由別懲戒処分数	
(5)	職員のサービスの状況	9
(6)	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	10
ア	職員研修の状況	
イ	勤務成績の評定の状況	
(7)	職員の福祉及び利益の保護の状況	13
ア	健康管理の取組状況	
イ	共済組合の取組状況	
ウ	福利厚生	
エ	職員互助会の設置	
オ	公務災害等認定状況	

2 人事委員会の業務の状況

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況 17
 - ア 競争試験の実施状況
 - イ 採用選考の実施状況
 - ウ 係長候補者試験の実施状況
 - エ 昇任選考の実施状況
 - オ 転任（選考）の実施状況
 - カ 任命権者に委任している任用の実施状況
- (2) 平成 17 年度職員の給与に関する報告及び勧告 20
 - ア 勧告日
 - イ 公民較差
 - ウ 給与改定の主な内容
 - エ その他の言及事項
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況 22
 - ア 係属状況
 - イ 完結事案一覧表
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況 23
 - ア 係属状況
 - イ 完結事案一覧表

1 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用及び退職の状況

(平成 17 年 4 月 1 日～18 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	採 用	退 職		
		定年・準定年	そ の 他	合 計
一般行政職等	297	504	139	643
市費負担教職員	4	9	7	16

イ 職員の昇任及び降任の状況

(ア) 一般行政職等 (平成 17 年 4 月 1 日～18 年 3 月 31 日、単位：人)

昇 任					降 任
局長職	部長職	課長職	係長職	合計	
12	36	85	192	325	1

(イ) 市立高等学校、幼稚園教員 (平成 17 年 4 月 1 日～18 年 3 月 31 日、単位：人)

昇 任			降 任
校長、園長	教頭	合計	
9	1	10	0

(ウ) 高等専門学校教員 (平成 17 年 4 月 1 日～18 年 3 月 31 日、単位：人)

昇 任			降 任
教授	助教授	合計	
0	1	1	0

ウ 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

部 門	職 員 数		前年度比
	平成 17 年	平成 18 年	
一 般 行 政	7, 4 2 7	7, 2 7 2	▲ 1 5 5
教 育 ・ 消 防	4, 2 9 6	4, 2 5 0	▲ 4 6
公 営 企 業 等	3, 8 7 3	3, 7 3 9	▲ 1 3 4
計	1 5, 5 9 6	1 5, 2 6 1	▲ 3 3 5

※1 「一般行政」とは、税務、保健福祉、土木など各都市に共通する基本的な業務です。

2 「公営企業等」には病院、交通、水道などの職員が含まれます。

3 職員数には、臨時職員、非常勤職員などを除き、休職者、派遣者を含んだ数です。

4 主な減少理由は交通事業の見直し、給食調理業務の委託、土木工事の減などです。

エ 人口 10 万人当たりの職員数（一般行政部門）

(各年4月1日現在、単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年
札 幌 市	4 0 0 . 1	3 8 9 . 0
政令指定都市平均	5 2 8 . 1	5 1 3 . 9

(2) 職員の給料及び手当の状況

ア 人件費の状況（平成 17 年度一般会計決算）

歳出総額	人 件 費	人 件 費 率
(A)	(B)	(B/A)
千円	千円	%
7 8 8, 2 3 8, 5 4 5	1 0 9, 7 0 2, 3 1 7	1 3 . 9

イ 職員給与費の状況（平成 17 年度一般会計決算）

職員数	職 員 給 与 費				1人当たりの 給与費(B/A)
	給 料	期末・勤勉手当	その他の手当	計 (B)	
(A)	千円	千円	千円	千円	千円
人 11,511 (224)	49,764,830	20,496,788	15,852,103	86,113,721	7,409

※1 職員給与費には、退職手当を含みません。

※2 再任用短時間勤務職員の数。1人当たりの給与費は、これを含めて算出しています。

ウ ラスパイレス指数の状況

平成 17 年 4 月 1 日現在	平成 12 年 4 月 1 日現在
99.7 (平成 12 年度比 ▲3.9)	103.6

※ 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与を 100 として、対象とする自治体の職員の給与を指数化したものですが、国と自治体の職員の学歴・経験年数別の構成比・役職者比率等の職員構成等の違いによって数値に影響が出ます。

エ 職員の平均年齢及び平均給料月額（一般行政職）

	平均年齢	平均給料月額
平成 18 年 4 月 1 日現在	43 歳 9 ヶ月	352,294 円
平成 17 年 4 月 1 日現在	43 歳 6 ヶ月	357,964 円

オ 職員の初任給の状況

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分		札幌市		国	
		初任給	2 年経過日	初任給	2 年経過日
一般行政職	大学卒	166,600 円	180,300 円	I 種 179,200 円	192,600 円
				II 種 170,200 円	178,600 円
	高校卒	135,500 円	144,900 円	III 種 138,400 円	144,100 円

※ 国家公務員の大学卒は、採用試験の区分により I 種と II 種に分かれています。

カ 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（一般行政職）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
平成 18 年 4 月 1 日現在	大学卒	272,254 円	343,691 円	385,417 円
	高校卒	222,591 円	280,609 円	342,820 円
平成 17 年 4 月 1 日現在	大学卒	276,930 円	345,092 円	389,086 円
	高校卒	230,905 円	284,104 円	344,656 円

※ 経験年数とは、採用後、引き続き勤務している年数のほか、採用前に民間企業などの経歴がある場合は、その経験年数を加えた年数をいいます。

キ 級別職員数の状況（一般行政職）

（各年4月1日現在）

区分	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的な職務内容	局長 部長	部長	課長	課長	係長	係長 主任	主任	係員	係員	係員	
職員数 (人)	44 (45)	130 (133)	171 (203)	334 (326)	939 (1,056)	1,697 (1,641)	961 (1,023)	715 (775)	964 (903)	130 (167)	6,272 (6,272)
構成比 (%)	0.7 (0.7)	2.1 (2.1)	2.8 (3.2)	5.5 (5.2)	15.4 (16.8)	27.9 (26.2)	15.8 (16.3)	11.8 (12.4)	15.8 (14.4)	2.1 (2.7)	100 (100)

※ 上段は18年度、下段の()内は17年度の状況です。

ク 職員の手当の状況

(ア) 職員に支給されている主な手当

【毎月支給の手当】

区 分	内 容 (平成18年4月1日現在)	支給職員1人当たり 平均支給月額 (平成17年度実績)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者 14,800円 ②配偶者以外の扶養親族 ・2人まで 1人につき6,000円 ・3人目以降 1人につき5,700円 ・満16歳～22歳の子がいる場合 1人につき5,000円を加算	21,242円
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額に、札幌市内で勤務する職員には3%、東京都特別区で勤務する職員には13% を乗じた額を支給	11,427円
時間外勤務・ 休日勤務手当	①時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 1時間あたりの給与額×(勤務した日や時間 に応じて125/100～160/100の範囲)で支給 ②休日勤務手当 休日等に正規の勤務時間として勤務した職員 に支給 1時間あたりの給与額×135/100で支給	(時間外) 27,275円 (休日) 7,236円

住居手当	住居費用を負担している職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅 9,700 円 ・ 借家 27,000 円を限度に支給 	13,425 円
通勤手当	通勤のために費用を負担している職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通用具使用者には、使用距離に応じて 2,400 円から 24,900 円の範囲内で支給。 ・ 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給 	9,564 円
単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 距離に応じて 23,000 円～68,000 円を支給 	45,364 円
管理職手当	課長職以上の職員に対し、給料月額に職務に応じた支給率を乗じた額を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長職 給料×20% ・ 部長職 給料×23% ・ 局長職 給料×25% 	92,691 円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康な業務に従事する職員に対し、それらの業務に従事した日数等に応じ支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定危険作業手当、清掃等作業手当、下水処理等作業手当、有害物取扱業務手当、斎場等業務手当など 21 手当 	14,320 円

【毎月支給以外の手当】

区 分	内 容 (平成 18 年 4 月 1 日現在)
期末・勤勉 手当	民間企業のボーナスに当たる手当 ・(給料月額+扶養手当+地域手当+職務に応じた加算額)を基礎として、 6月 は 2.125 月分、12月 は 2.325 月分を支給
寒冷地 手当	北海道内に勤務する職員に支給 ・扶養親族のある世帯主である職員 41,000 円+灯油 1,800ℓ 相当分 ・その他の世帯主である職員 21,000 円+灯油 1,000ℓ 相当分 ・その他の職員 17,600 円+灯油 600ℓ 相当分 ※経過措置により段階的に引下げ中

(イ) 退職手当の状況

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分		札幌市		国	
		自己都合	定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続 20 年	21.0 月分 (21.0 月分)	27.3 月分 (27.3 月分)	23.5 月分 (21.0 月分)	30.55 月分 (27.3 月分)
	勤続 25 年	33.75 月分 (33.75 月分)	42.12 月分 (42.12 月分)	33.5 月分 (33.75 月分)	41.34 月分 (42.12 月分)
	勤続 35 年	47.5 月分 (47.5 月分)	59.28 月分 (59.28 月分)	47.5 月分 (47.5 月分)	59.28 月分 (59.28 月分)

※ 上段は 18 年度、下段の()内は 17 年度の状況です。

ケ 特別職の報酬等の状況

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

	給料(報酬)月額	期末手当	退職手当
市長	1,280,000 円	3.35 月分(年間)	給料月額×在職月数×58/100
副市長	1,030,000 円	3.35 月分(年間)	給料月額×在職月数×46/100
収入役	870,000 円	3.35 月分(年間)	給料月額×在職月数×30/100
議長	1,040,000 円	3.35 月分(年間)	退職手当は支給されません。
副議長	950,000 円	3.35 月分(年間)	退職手当は支給されません。
議員	860,000 円	3.35 月分(年間)	退職手当は支給されません。

※ ・ 期末手当につきましては、市長は 50%、副市長は 40%、収入役は 30%減額した額が支給されています(平成 16 年 12 月から平成 19 年 6 月まで)。

また、議長、副議長、議員は 10%減額した額が支給されています(平成 17 年 12 月から平成 18 年 12 月まで)。

・ 退職手当の在職月数については、48 月を上限としております。

(3) 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

ア 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は、月曜から金曜までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までです。

休息時間は、12 時から 12 時 15 分です。

休憩時間は、12 時 15 分から 13 時です。

1 日の勤務時間は、休憩時間の 45 分を除いた 7 時間 45 分です。

1 週間の勤務時間は、38 時間 45 分です。

イ 年次休暇の状況

民間企業と同様に、1年度につき、20日の年次休暇が与えられます。また、その年度中に使用しなかった年次休暇は、20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。

平成17年度は職員一人当たり14.4日使用しています。

ウ その他の休暇の状況

結婚、産前・産後、病気、介護の休暇や育児休業制度などが設けられています。

(ア) 介護休暇の取得状況（平成17年度）

(単位：人)

	取得者数	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	6	4	1	1
女性職員	7	5	2	0
合計	13	9	3	1

(イ) 育児休業の取得状況（平成17年度）

(単位：人)

区分	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数		部分休業 取得者数
男性職員	1	0		0
	0	0		0
女性職員	172	1		16
	178	7		11
合計	173	1		16
	178	7		11

※ 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成17年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段には育児休業（部分休業）の期間が平成16年度から17年度にかけて引き続けている職員の数を記入しています。

(4) 職員の分限及び懲戒処分状況

ア 処分事由別分限処分数

(平成17年4月1日～18年3月31日、単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	548		548
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例に定める事由による場合			0	0	0
合 計	0	0	548	0	548

※発令件数

イ 処分事由別懲戒処分数

(平成17年4月1日～18年3月31日、単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令違反	2	5	5	14	26
職務上の義務違反又は怠慢	0	0	1	2	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	1	4	6	4	15
合 計	3	9	12	20	44

(5) 職員のサービスの状況

職員のサービス規律確保のため、次のような取組みを行っております。

サービス管理員制度の実施	<p>公務員倫理の保持及びサービス規律の徹底を図るため、職員の日常のサービス管理を厳正かつ適正に執行するためのサービス管理員を、各局・区役所等に置いています。サービス管理員を中心として、日常的な職員のサービス規律の遵守状況等を調査し、綱紀の弛緩を来たすことがないよう万全を期しています。</p>
--------------	---

<p>サービス管理員等連絡会議の開催</p>	<p>全サービス管理員が参加する連絡会議を毎年開催し、公務員倫理確立のための重要事項や、前年度の不祥事などを踏まえたサービス上の注意事項の共有を図っています。</p>
<p>職務上関係する業者等との対応に係る行動基準の制定・運用</p>	<p>職務上関係する業者等との接触に関わることについては、特に行動基準を定めています。この基準では、利害関係を有する団体又は個人からの金銭・物品の受領や会食などを禁じており、組織的に基準に則り行動しています。</p>
<p>eラーニングによるサービス意識の徹底</p>	<p>各職員が職場で接遇・サービス規律について学習することを目的として、庁内イントラネットを利用した職場学習システム「eラーニング」を利用した講座を設けています。職務に支障のない範囲で職員が自発的に接遇やサービス規律などを学ぶことを支援しています。</p>
<p>サービス規律確保に関する通知</p>	<p>公務員倫理及びサービス規律の確保・徹底のため、全庁的な通知を定期的に行っています。また、より効果的なサービス規律の確保のため、社会情勢を的確に把握し、その時々に応じた内容で随時通知を行っています。</p>

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 職員研修の状況

(ア) 職員研修の基本理念

“市民とともに自治を担う職員”を育成する

平成15年7月に公表した、札幌市の施政方針「さっぽろ元気ビジョン」は、「市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街」をまちづくりの目標として掲げました。

その実現に向けては、市役所全体が「市民と共に考え、共に悩み、共に行動する」ことを大切にしていける必要があります。そのためには、市民と職員が、「集い」と「対話」と「行動」を通して、札幌のまちづくり、地域のまちづくりに関心を持ち、「参加」していくことが何よりも大切です。

市民とともに自治を担う職員として、職員は次のような姿勢で仕事に取り組みます。

失敗を恐れず困難な課題に挑戦する！	常に環境の変化に対応できる柔軟性を持ち、市民志向・成果志向で仕事に取り組み、失敗を恐れず困難な課題に挑戦します。
広い視野と豊かな人間性をもって考える！	広い視野と豊かな人間性をもって、多様な価値観を理解し、対話を通じてさまざまな課題解決について市民とともに考えます。
市民と連携を深め、ともに行動する！	市民と連携を深め、相互の信頼関係を築き、ともに行動します。

こうした観点から、札幌市は、まちづくりの主役である市民とともに自治を担う職員を育成することとし、そのために必要な人材育成、能力開発を行っていきます。

(イ) 研修実績（平成17年度）

a センター研修

(単位：回、人)

研修名			平成17年度 実績	
			回数	人数
初任者研修	新採用	新採用職員前期（事務・技術）	2	178
		新採用職員後期（事務・技術）	6	178
		新採用職員前期（現業）	1	2
		新採用職員後期（現業）	1	2
	現業	転入職員（業務・技能）	2	53
	一般	転任職員	2	50
	秘書		1	34
	小計（1）			15
マネジメント研修	係長職	マネジメント基礎	7	185
		チームコーチング	17	530
	課長職	目標によるマネジメント	10	317
		リーダーコーチング	10	275
		職場における危機管理	2	62
	部長職	新任部長職研修	1	48
	局長職	行政経営セミナー	2	119
小計（2）			49	1536

研修名			平成 17 年度 実績		
			回数	人数	
政策 推 進 研 修	能力の 向上 ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン コ ン	市民との対話型コ	市民と職員がともに学ぶ研修	2	49
			まちづくり合意形成	2	31
			はじめてのワークショップ～体験編～	1	22
			はじめてのワークショップ～進め方編～	2	47
			N・POWER ツアー	6	46
	小計 (3)			13	195
	ヨ ン の 充 実	組 織 内 の 双 方 型 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	コミュニケーションセミナー	2	313
			職場元気アップセミナー	5	300
			ストレスに負けない元気な職場づくり	3	99
	小計 (4)			10	712
能 力 開 発 研 修	政 策 実 務 能 力	政策形成基礎	1	55	
		政策課題研修	1	10	
		法務基礎	2	159	
		政策法務	1	13	
		問題解決研修	2	58	
	小計 (5)			7	295
	対 話 ・ 合 意 形 成	クレーム対応力強化	2	41	
		プレゼンテーション基礎	2	51	
		パワーポイントを使ったプレゼンテーション	4	66	
		折衝力・交渉力強化	2	57	
		市民対応に活かせる対話型コミュニケーション	2	47	
		ビジネス・コーチング	1	36	
	小計 (6)			13	298
	I T ス キ ル	Word 初級	5	92	
		Word 中級	8	140	
		Excel 初級	11	206	
Excel 中級		15	276		
PowerPoint 基礎		13	244		
小計 (7)			52	958	
合 計			159	4491	

b 自己啓発支援

(単位：回、人)

事業名	平成 17 年度実績	
	回 数	人 数
各種セミナー	2	181

c 職場・部局研修、委託・派遣研修

(単位：回、人)

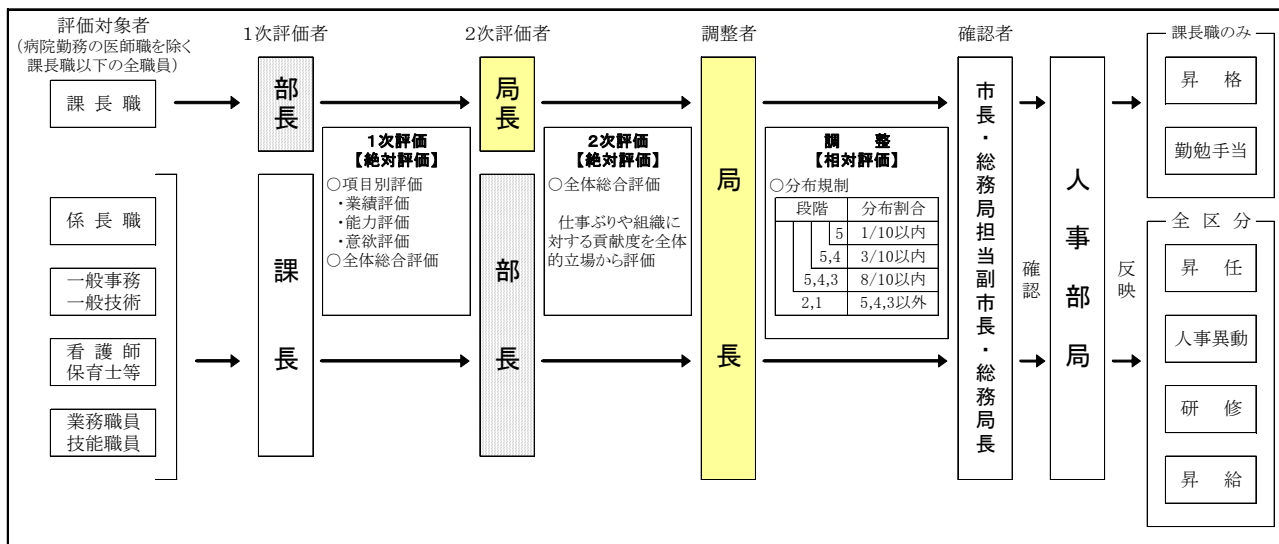
事業名	平成 17 年度実績	
	回数	人数
職場・部局研修	1,297	76,747
委託・派遣研修	999	2,243
合計	2,296	78,990

- ※1 「センター研修」とは、自治研修センターが職員を対象に行う職員一般に共通する事項に関する研修です。
- 2 「委託・派遣研修」とは、国、地方公共団体、民間企業その他の団体が主催する研修、講演会等に職員を参加させるもの（委託研修）や国、地方公共団体、民間企業その他の団体に職員を派遣して行うもの（派遣研修）です。
- 3 「職場研修」とは、各職場で所属職員を対象に、日常の業務を通じて計画的かつ継続的に職員を指導するための研修で、職場の実態に応じて実施するものです。
- 4 「部局研修」とは、業務の総括又は調整に関する事務を所管する局が、当該業務に従事する複数の局の職員を対象に、当該業務の統一的かつ適正な事務の執行を図るために実施する集合研修です。

イ 勤務成績の評定の状況

地方公務員法では、定期的に職員の勤務成績を評価することになっています。

札幌市の市長部局では、下図のように勤務成績を評価しています。



※ 10月1日を基準日として、その前の1年間の職員の勤務成績を評価。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員が元気に安心して働き、能力を十分に発揮できるため、健康管理と福利厚生に関する取り組みを行っています。

ア 健康管理の取組状況（平成 17 年度）

（ア）健康診断

法令に基づいて、定期健診、婦人科健診や業務の特殊性に応じた特殊健診などを行い、病気の予防と早期発見に努めています。

項 目	対 象 者	受 診 者 数（人）
定期健康診断	全職員及び非常勤職員	15,116 人
特殊健康診断	特定業務従事者	のべ6,533人
婦人科健診	30歳以上の希望する女性職員	乳がん健診 2,075人 子宮がん検診 1,854人

（イ）健康相談

職員が抱える心身の問題を解決するため、保健師などによる健康相談を行っています。

（ウ）健康講座

病気を防ぎ健康な体を保つため、ダイエットや禁煙などのセミナーを行っています

（エ）メンタルヘルス対策の取組状況

啓発活動	心の健康の問題を解決するためには、周りの人たちの理解が不可欠です。研修や広報誌などを生かして、すべての職員に、心の健康についての意識と知識を持つよう呼びかけています。
悩みごと相談	悩みごとを解決し、心の病気を防ぐため、カウンセラーなどによる悩みごと相談を行っています。
職場復帰支援	心の病気のため職場を離れて治療していた職員が、スムーズに職場に復帰できるよう職場リハビリ（慣らし勤務）の制度を設け、職場復帰への支援を行っています。

イ 共済組合の取組状況（平成 17 年度）

地方公務員等共済組合法に基づき職員の医療給付や退職後の年金支給、福祉・健康の増進等、職員の相互救済を目的として設置しています。

組 合 員	15,492 人 なお道費負担教職員（小中学校教職員）、市立高等学校職員については公立学校共済に加入しています
短期給付事業	組合員及び被扶養者の疾病、負傷、死亡、出産等に関する給付 財源率 給料に対する 88.8625/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 他に公的負担金等として 0.65/1,000 を事業主が負担 介護保険に関する財源率として、給料に対する 11.3625/1,000 を組合員と事業主が折半して負担（40 歳以上 65 歳未満）
長期給付事業	退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等の給付 財源率 給料に対する 171.725/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 他に公務等による障害共済年金給付費として 0.375/1,000、公的負担金として 21.5/1,000、追加費用として 42.7/1,000 を事業主が負担
福祉事業	健康教育、健康相談、健康診査、宿泊施設の運営、貯金の受入れ、住宅資金の貸付等 ・健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業 財源率 給料に対する 4.30/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 ・宿泊施設の運営、貯金の受入れ、住宅資金の貸付 財 源 宿泊施設の売上収入、貯金の運用収入、貸付金の利息収入によりそれぞれ運営

注 1 組合員数は平成 17 年度平均人数を、財源率は平成 17 年度末現在の一般職員に対する割合をそれぞれ示します。

注 2 短期給付事業の公的負担金とは、育児・介護休業手当金の給付に充てるため事業主が負担する費用として法定されているものです。

注 3 長期給付事業の公的負担金とは、基礎年金の給付に充てるため事業主が負担する費用として法定されているものです。

注 4 追加費用とは、地方公務員等共済組合法施行前（昭和 37 年 12 月施行）の期間分の年金給付に充てるため事業主が負担する費用として法定されているものです。

ウ 福利厚生を取組状況（平成 17 年度）

事業名	事業内容	参加者・表彰者数
ライフプラン事業	退職後も含めた生涯の生活設計を確立するための支援と情報の提供を行うため、各年代ごとにセミナーを行っています。	満 40 歳セミナー 83 人 満 50 歳セミナー 202 人 満 58 歳セミナー 475 人
永年勤続職員表彰	永年にわたる労苦に報い、将来に向けての新たな意欲の喚起、士気高揚を目的に表彰を行っています。	勤続 10 年表彰 299 人 勤続 20 年表彰 339 人 勤続 30 年表彰 357 人
レクリエーション事業	テニス、サッカー、野球などの職員親睦大会を行っています。	10 大会合計 1,925 人

エ 職員互助会の設置

職員の福利厚生に関する事業を行う職員互助会として、規則に基づき「財団法人札幌市職員福利厚生会」を設置しています。札幌市の財政状況などを考慮して事業内容の見直しを行っておりますが、今後も時代に即した福利厚生事業とするため、適宜見直しを検討していきます。

区 分		平成 17 年度（決算）	平成 18 年度（予算）
会 員		17,943 人	17,880 人
会 費		給料月額 5/1,000 または年度当初に定める金額（定額）	
事業費	会 費	373,219 千円	369,112 千円
	交付金	701,780 千円	413,028 千円
	事業収入・負担金・補助金及びその他収入	579,398 千円	656,245 千円
事業内容		職員等の福利厚生事業（リフレッシュ事業、体育・レクリエーション奨励事業、慶弔金等援護事業、助成事業等）	
		市民の便益に資する事業（売店、食堂、喫茶、理美容の管理運営）	
		市からの受託事業（札幌国際交流館の管理運営）	
見直し内容		スポーツクラブ・リゾート施設法人会員の廃止、テニスコート借上の廃止、永年会員退会旅行券の廃止など 13 事業を廃止	催物参加助成廃止、レクツアー廃止、外郭職場助成廃止、各種慶弔金の廃止・削減など事業全体を見直し

※ 道費負担教職員（小・中学校教職員）、臨時職員は除く。

オ 公務災害等認定状況

平成 17 年度の公務災害と通勤災害の認定状況は以下のとおりです。

公務災害	207 件
通勤災害	36 件

2 人事委員会の業務の状況

(1) 任用関係事務

ア 競争試験の実施状況

(ア) 実施日

種 類	1 次 試 験 日	2 次 試 験 日	最終合格発表日
大学の部、保健師、 民間企業等経験者の部	平成 17 年 6 月 26 日	平成 17 年 7 月 16 日 ～ 8 月 7 日	平成 17 年 8 月 23 日
短大の部、保育士、 栄養士、高校の部	平成 17 年 9 月 25 日	平成 17 年 10 月 10 日 ～ 11 月 1 日	平成 17 年 11 月 25 日

(イ) 実施状況

試験の種類	試験区分	受 験 者 数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	
大 学 の 部	一 般 事 務	行 政 コ ー ス	1, 7 3 7	7 7	2 2. 6
		福 祉 コ ー ス	1 6 1	1 0	1 6. 1
		学 校 事 務	4 9	3	1 6. 3
		土 木	9 2	7	1 3. 1
		建 築	2 9	2	1 4. 5
		電 気	3 4	3	1 1. 3
		機 械	2 8	5	5. 6
		衛 生	8 1	1 0	8. 1
		造 園	1 4	2	7. 0
		小 計	2, 2 2 5	1 1 9	1 8. 7
短 大 の 部		一 般 事 務	2 4 0	8	3 0. 0
		学 校 事 務	1 6	2	8. 0
		土 木	1 8	2	9. 0
		電 気	1	1	1. 0
		機 械	1	0	—
		小 計	2 7 6	1 3	2 1. 2

資格・免許職	保健師	81	6	13.5
	保育士	173	2	86.5
	栄養士	92	4	23.0
	小計	346	12	28.8
高校の部	一般事務	401	15	26.7
	土木	4	1	4.0
	電気	5	2	2.5
	機械	5	3	1.7
	小計	415	21	19.8
民間企業等 経験者の部	一般事務	214	5	42.8
合計		3,476	170	20.4

イ 採用選考の実施状況

(ア) 公募式選考採用(身体に障がいのある方)

職	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
一般事務	71	11	6.5

(イ) 非公募式選考採用

(人)

職	局長職	部長職	課長職	係長職	一般職
人数	0	3	9	0	2

ウ 係長候補者試験の実施状況

(ア) 実施日

第1次試験日	第2次試験日		係長昇任候補者 名簿確定日
	記述式・論述式	面接試験	
平成17年11月6日	平成17年12月3日	平成17年12月14日～21日	平成18年1月 12日

(イ) 実施状況

種別	区分	受験者数(人)	登録者数(人)	倍率(倍)
事務	I	143	23	6.2
	II	320	40	8.0
	III	590	27	21.9
	小計	1,053	90	11.7
土木	I	95	14	6.8
	II	118	12	9.8
	III	113	5	22.6
	小計	326	31	10.5

建 築	I	13	1	13.0
	II	6	1	6.0
	III	20	1	20.0
	小 計	39	3	13.0
設 備	I	43	2	21.5
	II	96	6	16.0
	III	35	2	17.5
	小 計	174	10	17.4
衛 生	I	18	3	6.0
	II	34	4	8.5
	III	33	3	11.0
	小 計	85	10	8.5
合 計	I	312	43	7.3
	II	574	63	9.1
	III	791	38	20.8
	総 計	1,677	144	11.6

※ I…50歳以上、II…40歳以上、III…40歳未満

エ 昇任選考の実施状況

(ア) 一般職員

(人)

職	局長職	部長職	課長職	係長職
人数	13	40	77	26

(イ) 消防吏員

(人)

職	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長
人数	3	3	7	7	9	12

オ 転任（選考）の実施状況

平成17年度の転任選考の結果は、一般職（一般技術職から一般事務職）が2名である。

カ 任命権者に委任している任用の実施状況

(ア) 採用

a 競争試験

任命権者	職	区 分	受 験 者 数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
消防長	消防士	大学の部	331	20	16.6
		短大の部	129	4	32.2
		高校の部	354	17	20.8
		合 計	814	41	19.9

b 選考

任命権者	職	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
市長	医師	9	9	1.0
	看護師	159	77	2.1
	診療放射線技師	9	1	9.0
	精神科療法士	47	3	15.7
	歯科衛生士	18	1	18.0

(イ) 昇任 (競争試験)

任命権者	職の階位	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
消防長	消防司令	175	18	9.7
	消防司令補	178	30	5.9
	消防士長	122	44	2.8
	合計	475	92	5.2

(ウ) 転任 (競争試験)

平成17年度の転任試験の合格者は、一般事務21名、土木5名である。

(2) 平成17年職員の給与に関する報告及び勧告

ア 勧告日

平成17年9月12日

イ 公民較差

民間給与	職員給与	較差
400,729円	406,305円	△5,576円 (△1.37%)
遡及改定の影響		－円 (－%)
合計		△5,576円 (△1.37%)

※ 「遡及改定の影響」とは、4月に遡及してベースアップをすることが決まっても、調査時点では支払いが済んでいない事業所のベースアップ率を勘案した影響分である。

ウ 給与改定の主な内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表(一般)

すべての級について同一の引下げ率で改定

(イ) 消防職給料表及び医療看護職給料表

行政職給料表(一般)との均衡を考慮して改定

(ウ) 教育職給料表(高専)

人事院勧告の内容を考慮して改定

(エ) 医師職給料表

人事院勧告の内容に準じて改定

- (ウ) 教育職給料表(高校)、教育職給料表(幼稚園)及び行政職給料表(学校事務)
北海道における改定状況を考慮して措置

イ 初任給調整手当

国における改定状況に準じて改定

ウ 勤勉手当

年間支給月数を 0.05 月分引上げ (※)

区 分	現 行		改 定 後	
			平成 17 年度	平成 18 年度以降
6 月 期 計	2.1	(2.1)	現行どおり	2.125 (2.125)
期末手当	1.4	(1.2)	現行どおり	1.4 (1.2)
勤勉手当	0.7	(0.9)	現行どおり	0.725 (0.925)
12 月 期 計	2.3	(2.3)	2.35 (2.35)	2.325 (2.325)
期末手当	1.6	(1.4)	1.6 (1.4)	1.6 (1.4)
勤勉手当	0.7	(0.9)	0.75 (0.95)	0.725 (0.925)
年 間 計	4.4	(4.4)	4.45 (4.45)	4.45 (4.45)
期末手当	3.0	(2.6)	3.0 (2.6)	3.0 (2.6)
勤勉手当	1.4	(1.8)	1.45 (1.85)	1.45 (1.85)

エ 初任給

基準を 1 号俸引下げ (※)

オ 実施時期等

(ア) 改定の実施時期

条例等の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施(ただしエは平成 18 年 4 月 1 日から実施し、所要の経過措置)

(イ) 公民給与を均衡させるための所要の措置

行政職給料表(一般)、消防職給料表又は医療看護職給料表適用職員にあっては、4 月から改定の実施日の前日までの期間に係る較差相当分を公民較差の率により、平成 17 年 12 月の期末手当の額において一律的に調整。教育職給料表(高専)又は医師職給料表適用職員にあっては、平均給与改定率により、行政職給料表(一般)適用職員の調整方法と同様に一律的に調整 (※)

※ 教育職給料表(高校)、教育職給料表(幼稚園)又は行政職給料表(学校事務)適用職員にあっては、北海道における改定状況等を考慮して措置

エ その他の言及事項

ア 給与構造の基本的見直し

基本的な考え方

給与構造の基本的見直しに当たっては、市民の理解と納得が得られるよう留意することがとりわけ重要。人事給与制度全体の整合等に配慮しつつ、市民サービスの向上の視点で検討を推進

(ア) 検討の必要性

民間及び国の動向、さらには、昨今の地方公務員の勤務条件に対する厳しい批判に留意しつつ、職員がより生き生き働くことのできるよう職務・職責や勤務実績が適切に評価され、反映される給与制度への移行が必要

(イ) 検討項目	人事院の給与構造の見直しに係る勧告及び総務省が検討を進めている地方公務員の給与のあり方についての最終報告の内容を勘案しつつ、本市の実態をも踏まえ、級構成の再編、昇格・昇給のあり方、地域手当等の新設の是非など給与制度全般にわたり検討
(ウ) 今後の進め方	本市の人事給与制度全体の整合や職種間の適正バランスなどにも配慮した検討が必要。本委員会としては、関係機関等の意見も十分踏まえつつ、できるだけ早期に制度の具体的方向を明らかにすべく、鋭意検討
イ 職員の勤務時間等	
(ア) 超過勤務の縮減	職員一人ひとりの意識向上を図り、業務の計画的・効率的な執行や事務配分の見直しなどにより、引き続き超過勤務の縮減に努めるとともに、年次休暇等の取得を一層促進し、総実勤務時間を更に短縮していくことが必要
(イ) 勤務時間の弾力化等	国や他の地方公共団体の動向に留意しつつ、職業生活と家庭生活の両立支援や超過勤務の縮減、市民サービス向上等の観点から、勤務時間制度の調査研究の推進が必要
ウ メンタルヘルス対策	管理監督者研修、相談窓口の設置等のこれまでの施策の更なる活用を図りつつ、実施体制の充実など、より実効性のある対策の検討が必要
エ いわゆる「団塊の世代」退職に向けた対策	「団塊の世代」の退職後の諸問題について、早急な対応策の検討が必要

(3) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新規要求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							全部認容	一部認容	全部否認		
給 与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休 暇	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0

イ 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判 定
平成17年措第1号	市長部局事務職員	休暇制度の新設	平成17年4月25日	打 切 り (企業への異動)

(4) 不利益処分に関する不服申立ての審査

ア 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)		
							処分取消	処分修正	処分承認			
分限処分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
懲戒処分	戒告	2,745	0	2,745	0	0	0	0	0	2,745	2,745	0
	減給	5	0	5	0	0	0	0	0	5	5	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免	2	0	2	0	0	0	0	0	2	2	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,753	0	2,753	0	0	0	0	0	2,752	2,752	1	

イ 完結事案一覧表

事案番号	処分者	不服申立人	処分の内容	完結年月日	判 定
昭和52年不第17号外2,749件	教育委員会	市立学校教諭等	減給 5 戒告 2,745	平成18年1月23日	処分承認
平成16年不第2号	消 防 長	消防吏員	懲戒免職	平成17年8月12日	処分承認
平成17年不第1号	教育委員会	市立学校教諭	懲戒免職	平成18年2月16日	処分承認